

令和2年11月2日

サイバーセキュリティ関連情報（11月号）

鳥取県警察本部サイバー犯罪対策課

○ サポート詐欺被害、鳥取県内で連続発生！

インターネット閲覧中、突然、「ウイルスに感染した」などと偽の警告画面を表示させ、ウイルス除去などを名目に架空のサポート料金を請求する手口による特殊詐欺被害が全国的に多く発生しています。画面に表示された番号に電話すると、犯罪者がサポートと称してパソコンを遠隔で操作した後、サポート費用やウイルス対策ソフト代金として、電子マネーの番号やクレジットカード番号などを教えるよう指示します。

これらは、すべて『サポート詐欺』と呼ばれる詐欺の手口です。

コロナ禍となる今年5月以降、鳥取県内では、サポート詐欺に関する警察安全相談が急増しており、10月に入ってから、実際の詐欺被害が連続で発生しています。

鳥取県警察では、注意喚起を求めるチラシやオリジナル動画などを制作して、鳥取県警察ホームページや公式フェイスブック、鳥取県公式Youtubeチャンネル「とっとり動画ちゃんねる」内の鳥取警察チャンネルなどで広報啓発活動を行っています。

「電子マネーを購入して番号を教えて」などと言われたら、すべて詐欺です。

自分は絶対に大丈夫、と思うことなく、まずは落ち着いて家族や警察に相談して冷静な対応しましょう。



サイバーセキュリティマンガ



郡家警察署制作 サポート詐欺の寸劇動画



参考：とっとり動画ちゃんねる <https://www.pref.tottori.lg.jp/tottoripolicechannel/>

○ キャッシュレス決済サービスを通じた不正送金で注意喚起！

警察庁は、金融庁などの関係機関と連携し、身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた金融機関からの不正な出金に関する注意喚起を実施しています。犯罪者が不正に入手した口座情報などをもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Payなど）のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、預金を不正に引き出す手口の不正送金事案が全国的に多数確認されています。

このような不正送金の被害は、キャッシュレス決済サービスを利用していない方のほか、インターネットバンキングを利用していない方も被害にあっていることから、警察庁では、国民の皆様へ自身の銀行口座に不正な取引がないか明細を確認するよう求めており、身に覚えのない取引があった場合には、取引先の銀行または明細に記載されたキャッシュレス決済サービス事業者へ相談するよう求めています。

不正な送金被害が確認された場合には、最寄りの警察署の相談窓口にご相談ください。

また、この手口に乗じて、「あなたも被害に遭っている。口座を停止する必要があるのでキャッシュカードを提出してください」などといった警察官を装う者からの電話が確認されています。このような場合、警察官が直接、自宅に赴くなどして、現金やキャッシュカードを預かったり、電話でパスワード等の個人情報を求めることはありません。このような詐欺の被害に遭わないよう注意しましょう。



身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください！

犯罪者が、不正に入手したお客さまの口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Payなど）のアカウントを開設するとともに銀行口座と連携したうえで、預金を不正に引き出す事案が多数発生しています。



参考：警察庁サイバー犯罪対策プロジェクト <http://www.npa.go.jp/cyber/policy/caution201014.html>